

住宅改修等資金助成制度のご案内

リフォームの際は、市内の事業者をご利用ください！
申請は工事着工の2週間前までにお願いします。



対象要件

対象住宅

- 市民が市内に所有する個人住宅（賃貸住宅、店舗、事務所等を除く）
併用住宅または併存住宅の場合は、個人住宅部分のみが対象となります。

対象者（次の全てを満たす方）

- 加須市民の方（申込日時点） 対象住宅の所有者である方
 市税及び各種資金の貸付について滞納がない方

対象工事（次の全てを満たす工事）

- 市内業者が行う住宅改修工事 交付決定を受けた後に着工する工事
 対象となる工事金額が20万円以上（税抜）の工事

対象工事例：クロス張替、浴室改装、トイレ修繕、バリアフリー工事、外壁塗装 など

次に掲げる改修工事は、助成の対象となりません。

- ・市で実施する他の助成金等を受けた工事（予定含む）
- ・住宅附属建築物や造園工事など居住部分に関係しない工事
- ・取付工事を伴わない家具や電化製品等の設備改善

対象外工事例：納屋、物置、車庫、駐車場、カーポート、塀、門、フェンス、生垣、砂利敷き、テレビ、エアコン、太陽光発電システム、本棚、冷蔵庫、据置型コンロなどに係る工事等

助成金額

- 助成対象となる工事金額（税抜）の5%（千円未満切捨て）。ただし、上限5万円。

過去に当制度による助成金を受けている方は、その額を5万円から差し引いた額が上限額となります。

併用住宅または併存住宅は、工事金額に個人住宅部分面積の割合を乗じたものを工事金額とします。

申請書類

- ① 住宅改修等資金助成金交付申請書
- ② 改修工事見積書の写し
- ③ 改修工事前の現場写真（工事を行う全ての箇所が写っているもの）

④ 住民票の写し（本籍とマイナンバー不要）

⑤ 市税完納証明書

⑥ 土地家屋課税資産明細書・名寄帳・登記簿謄本 いずれかの写し

⑦ 個人情報の確認に係る同意書

- 建築確認済証（増改築工事において、工事面積が10㎡を超える場合のみ）

- 住宅の図面（併用住宅または併存住宅の工事をする場合のみ）

※「⑦個人情報の確認に係る同意書」を提出する場合は、④～⑥の書類の添付を省略できます。

なお、個人情報の確認には数日を要するため、工事直前の申請の場合、交付決定が着工後となり、交付対象外となる恐れがあります。工事開始の2週間以内の申請の場合、④～⑥の書類の添付をお願いします。

※ ④は市民課または総合支所市民福祉健康課、⑤・⑥は税務課または総合支所市民福祉健康課にて取得できます（有料）。

問合せ・申請先：加須市役所 産業振興課 Tel.0480-62-1111
騎西総合支所 地域振興課 Tel.0480-73-1111
北川辺総合支所 地域振興課 Tel.0280-61-1200
大利根総合支所 地域振興課 Tel.0480-72-1319